

「環境影響評価条例等の一部改正について」に対する意見提出手続
(パブリックコメント)等による主な御意見及び改正内容への反映等

(1)【環境審議会】

○ 令和4年1月 25 日

○ 意見数 3件

	御意見・御提言の内容(要旨)	県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業の規模要件について、県が国に倣い面積ではなく出力とするならば、国の動きや国が出力とした理由を合理的に説明すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、風力発電事業を環境影響評価法(以下「法」という。)の対象とするにあたり(平成 24 年施行)、騒音・低周波音や動植物に関する苦情等の発生割合が、総出力や基数が大きくなるほど高くなっており、総出力は基数と概ね比例関係にあること、更に定格出力の大型化(基数の減少)への適切な対応や他種の発電事業における規模要件との整合性を図るため、風力発電事業の規模要件を総出力としました。今回の改正(令和3年施行)は、他事業との公平性の観点から、指標としての面積から換算したものです。総出力での規定としております。 また、太陽電池発電事業を法の対象とするにあたり(令和 2 年施行)、事業に伴う環境影響が土地造成等の面的開発に大きく左右されることから面積を基準とすることが望ましいとしながらも、電気事業法が法の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており、対象施設の届出の可否を総出力で区分していることとの整合を図る必要があることから、太陽電池発電事業の規模要件を面積と概ね比例関係にある総出力としました。 県は、宮城県環境影響評価条例(以下「条例」という。)が法の対象とならない事業を補完していることを踏まえ、国の考え方に倣い、発電事業の規模要件を出力のみに見直します。
2	<ul style="list-style-type: none"> 県内で、地熱発電事業の計画があり、今後も出てくる可能性もあるので、地熱発電事業に係る条例上の取扱について考えておくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に国が行った調査の結果、標準的な発電所の敷地面積は概ね 10~40ha で、発電量は、坑井の数との相関性はなく、植生に影響がある蒸気量が多いほど大きくなる傾向でした。 平成 11 年の法施行以降に環境影響評価が実施された地熱発電所6件の出力はすべて1万 kW 以上(法第1種事業)の 14,000kW~42,000kW、面積は 5~20ha 以内で、出力規模と面積に相関性はありませんでした。 このことから、法対象(7,500kW 以上)より小さい出力の地熱発電事業を条例の対象とすることについては、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として条例の規模要件の指標 50ha 相当以上を対象としている他事業との公平性の観点を踏まえ、今後の全国的な事例の計画状況等も注視し、引き続き検討課題としてまいります。

(2)【パブリックコメント】

○ 令和4年1月26日から令和4年2月25日の期間で実施

○ 意見数 4名から合計7件(重複意見 3件あり)

	御意見・御提言の内容(要旨)	県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画概要書の制度化は、賛成 (同種の意見他 1件) ・ その公表及び住民への説明については、住民周知が実効性を伴ったものとなるようにしてもらいたい。公告には、地方紙掲載も含めてもらいたい。 ・ 事業者側に対し、説明会の実質化についての努力義務を課し、さらに双方の発言内容を記録化する条項を加えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し、説明会の周知対象範囲やその周知方法について、事業計画地の市町村と協議することや、説明会等で得られた地域住民等の意見とその対応を方法書に記載するなど、地域住民等の意見に配慮した方法書の作成を義務付けることで、実効性を担保してまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光・風力発電事業に係る規模要件の見直しは、反対 (同種の意見他 2件) ・ 理由等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適用対象下限を大幅に上げることは、論理一貫性を欠く。 ➢ 仙台市が条例の適用対象外なのは、非都市部に負担を押し付ける施策であり、納得できない。 ➢ 要件緩和により景観破壊が進み、山地を傷つけることは土砂災害の引き金となる。鳥類全般を含む自然環境への侵襲度が高く、ゾーニングマップを無視した事業計画もある。 ➢ 風力発電の低周波音による人的被害の科学的根拠は確立されていない。 ➢ 規模要件未満の近接地での事業といったアセス逃れや、住民が知らない間の開発によりトラブルの増加が強く懸念される。 ➢ 規模要件の緩和は、調和条例の制定等が未了の市町村への一層無秩序な事業展開を招く。 ➢ 廃棄費用積立制度は、制度運用が実証的に確立されていない。 ➢ 宮城県は、原発を抱えているだけで、発電事業に関して、住民は十分なリスクを被っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電事業については、発電能力の向上や高さ方向への影響を加味した最新の知見と他の対象事業との公平性の観点から法の規模要件が改正された(令和3年10月31日施行)ことを踏まえて、条例の規模要件を見直します。 ・ 条例第1種事業は、国のスクリーニングで法第2種事業の手続が不要とされた事業のため、規模要件を改正後の法第2種事業の規模要件と同じ37,500kW以上(37.5ha相当)に見直します。 ・ また、条例の第2種事業の規模要件は、最新の知見に基づき法の面積指標100haより厳しい50haに相当する出力とした法の考え方に倣い、条例の面積指標50haより厳しい25haに相当する出力25,000kW以上に見直します。 ・ さらに、地域限定を廃止することで、これまで一部地域にのみ適用されていた条例第2種事業の規模要件を県全域(仙台市を除く)に適用させます。 ・ 太陽電池発電事業については、これまで出力又は面積による規定であったものを、国と整合を図り、現行の規模要件である面積に相当する出力(第1種事業30,000kW(75ha相当)、第2種事業20,000kW(50ha相当))とします。 ・ また、風力発電事業と同様に、第2種事業の規模要件を県全域(仙台市を除く)に適用させます。 ・ なお、仙台市は、環境影響評価手続に係る条例を制定しているため、県が制定する本条例の対象となりません。 ・ 今回の改正は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として条例で捉えるべき規模要件の指標50haを基本に見直すものです。 ・ 今後も、周知機会の新設等による環境コミュニケーションの拡充など制度の充実に取り組んでまいります。

3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」のゾーニング区分ごとに風力発電事業規模要件を設定していただきたい。 ・ 昨年 6 月 15 日閣議決定の森林・林業基本計画で、我が国の森林は「緑の社会資本」と位置付け将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければならないとしている。 ・ 奥羽山脈緑の回廊、水源涵養林や保安林指定の国有林は、今や宮城県が威信をかけて将来世代に残さなければならぬ貴重な森林になっている。 ・ これ以上、将来世代の水道水の確保にかかわる再生可能エネルギー発電用地などの大規模な林地開発を輕易に申請できないよう、国有林だけ事業規模要件を特別な条例にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国では、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方等も踏まえた検討が進められており、これらの国の検討状況を注視し、今後とも必要な検討を行ってまいります。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容3について 条例対象事業者への報告・立入機会の拡充、条例違反等通知規定もありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な制度となるよう運用してまいります。

(3)【県内市町村への意見照会】

○ 令和4年1月 26 日から令和4年2月 25 日の期間で実施

○ 意見数 1者1件

	御意見・御提言の内容(要旨)	県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・ 国においては風力発電事業に対する簡易アセスの導入検討の動きがあることを踏まえ、法や県のアセス対象外となる事業における、住民及び関係自治体への説明機会並びに住民及び関係自治体からの意見発出機会の確保を含む仕組みづくり(ガイドラインの策定など)を検討いただきたい。(仙台市)	<ul style="list-style-type: none">・ 事前相談時や条例対象規模未満の事業者に対しても、事業計画概要書の作成、市町村や地域住民への説明とその意見を踏まえた自主アセスの実施等、条例に準じた対応を求めるガイドラインを作成し、環境コミュニケーションの強化を図ってまいります。

(4)【その他の意見(環境影響評価技術審査会)】

○ 令和4年2月3日

○ 意見数 8件

	御意見・御提言の内容(要旨)	県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場用地造成事業が一部地域限定内の工業専用地域で50～75haの場合、条例第2種事業だが、80haは条例対象外となり、100ha以上だと条例第1種事業という理解で良いか。 第2種事業の条件に、「工業専用地域では100ha未満」という文言をつけおかなくて大丈夫なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、工場・事業場用地造成事業に係る第2種の規模要件として、<u>上限に「100ha未満(工業専用地域に限る)」</u>を追記いたします。
2	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場用地造成事業の規模要件を工業専用地域に限り100ha以上に見直すことは、公共事業のためだと思うが、必要なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法対象事業に該当していない工場・事業場用地造成事業に、工業専用地域に限って法の規模要件指標100haを適用することで、企業誘致や産業基盤の整備を促進し、「新・宮城の将来ビジョン」で掲げた富県宮城の実現に向けて、県の施策を円滑に推進してまいります。 工業専用地域に限り見直すのは、工業専用地域の用途指定が、都市計画において市町村や住民の意向を踏まえた上で決定されていることから「地域との対話プロセス」を経ており、更に100ha以上というインセンティブにより誘致企業の立地を工業専用地域に誘導し、無秩序な大規模開発を抑制することで全県的な環境保全に繋げて、「環境への適正な配慮」を行うものと考えています。
3	<ul style="list-style-type: none"> 法対象事業に対しても、事業計画概要書、事業実施報告書の提出を求めるとともに事業実施報告書等を宮城県県のウェブページで公開し続ける体制を構築してはいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法対象事業者に事業計画概要書の提出を義務化することは、法の配慮書と同時期の手続であることから法に抵触し、条例に規定することはできませんが、事後調査に係る手続として<u>事後調査報告書の提出を義務化</u>します。 また、国は、法対象事業に図書情報に係る公表サイトを運用し、公表事業の拡大に向けて取り組んでおりますが、県においても、<u>図書情報の継続的な公開に取り組</u>みます。
4	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電の対象規模要件について、下限を上げて良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電事業について、発電能力の向上や高さ方向への影響を加味した最新の知見と他の対象事業との公平性の観点から法の規模要件が改正(令和3年10月31日施行)されたことを踏まえて、条例の規模要件を見直します。 条例第1種事業は、国のスクリーニングで法第2種事業の手続が不要とされた事業のため、改正後の法第2種事業の規模要件と同じ37,500kW以上(37.5ha相当)に見直します。 また、条例の第2種事業の規模要件は、最新の知見に基づき法の面積指標100haより厳しい50haに相当する出力とした法の考え方に倣い、条例の面積指標50haより厳しい25haに相当する出力25,000kW以上に見直します。 さらに、地域限定を廃止することで、これまで一部地域にのみ適用されていた条例第2種事業の規模要件を県全域(仙台市を

		<p>除く)に適用させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として条例で捉えるべき規模要件の指標 50ha を基本に見直すものです。 ・ 今後も、周知機会の新設等による環境コミュニケーションの拡充など制度の充実に取り組んでまいります。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電の規模要件を面積から出力にすることで、面積は大きいが出力では対象外という開発ができるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状は、太陽光パネルの発電効率が向上し、より小さい面積での事業計画が増加していますので、規模要件を出力とすることで、より多くの事業が対象となる可能性があると考えております。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系に影響があるか、環境に影響があるかは、実際に起こっている影響の結果に基づくべきである。 ・ クマタカの行動圏に 4,000kW の風車が一台建った場合、風車から半径 500メートルの範囲内 78.5ha が使えなくなるという論文が発表された。 ・ 人間が考える影響範囲と生態系の反応は全く違うので、風車が何のチェックもなく、巣の近くに建ったら非常に問題がある。この隙間をどう埋めるかを考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地する場所により影響が異なるため、その状況を踏まえた評価の必要性について、国において継続議論がなされており、引き続き、国の検討状況を注視し、検討を行ってまいります。 ・ 条例対象規模未満の事業者に対しても、事前相談時等に事業計画概要書の作成、市町村や地域住民への説明のほか自主アセスの実施等、条例に準じた対応を求めるガイドラインを作成し、環境コミュニケーションの強化を図ってまいります。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省は、風力発電の規模要件の見直しをどういう根拠で判断したのか。 ・ 条例に適用するのであれば、その科学的根拠を県として把握した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の考え方は、「令和2年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」において、以下のとおり示されております。 <p>(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、事業の規模を示す指標として、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50m の範囲の面積を想定する。 ・ また、風力発電所は、数十メートルのタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいことから、面的事業の 100ha より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に 50ha に相当する出力規模とする。 ・ 上記の考え方にに基づき、2012 年以降に評価書手続が終了した 46 事例について線的な事業とみなした面積を分析すると、50ha に相当する出力はおよそ 5 万 kW となる。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゾーニングマップを尊重し、段階毎に規模を設定するなどの整合性を図った規模要件の設定についても、今後検討してはいかかか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国では、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方等も踏まえた検討が進められており、これらの国の検討状況を注視し、今後とも必要な検討を行ってまいります。